

## 国家公務員法第106条の25第1項等の規定に基づく報告の概要

(平成24年7月1日～同年9月30日分)

[届出等区分別]

【国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知並びに同法第106条の24第1項及び第2項の規定に基づく届出】

府省等名	国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知 (在職中の届出)	国家公務員法第106条の24第1項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	国家公務員法第106条の24第2項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
内閣官房	-	-	-	-
内閣法制局	-	-	-	-
人事院	-	-	1	1
内閣府	-	-	3	3
宮内庁	-	-	-	-
公正取引委員会	1	-	3	4
国家公安委員会	-	-	4	4
金融庁	2	-	4	6
消費者庁	-	-	1	1
復興庁	-	-	-	-
総務省	1	-	2	3
法務省	-	-	26	26
外務省	-	1	-	1
財務省	1	-	228	229
文部科学省	-	-	1	1
厚生労働省	-	-	15	15
農林水産省	-	-	13	13
経済産業省	-	-	30	30
国土交通省	1	-	65	66
環境省	1	-	-	1
防衛省	-	-	-	-
会計検査院	-	-	3	3
府省等計	7	1	399	407

特定地方警務官(注1)	5	-	2	7
-------------	---	---	---	---

(注1) 特定地方警務官とは、警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官(以下「地方警務官」という。)のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。

【独立行政法人通則法第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知並びに同法第106条の24第1項及び第2項の規定に基づく届出等(注2)】

国立公文書館	-	-	-	-
統計センター	-	-	-	-
造幣局	-	-	-	-
国立印刷局	-	-	-	-
国立病院機構	3	-	2	5
農林水産消費安全技術センター	-	-	-	-
製品評価技術基盤機構	-	-	-	-
駐留軍等労働者労務管理機構	-	-	1	1
特定独立行政法人計	3	-	3	6

(注2) 特定独立行政法人の役員以外の職員に係る国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知並びに同法第106条の24第1項及び第2項の規定に基づく届出を含む。

合計	15	1	404	420
----	----	---	-----	-----